

## 教育委員会 御中

## 学校保健における「香害」対策についてのアンケート調査のお願い

日頃より教育行政に尽力いただき感謝いたします。

生活者ネットワークは、子どもたちの育ちを地域全体で育ていけるよう活動を続けています。健康に配慮した環境を整えるための食の安全や化学物質対策は特に力を入れている政策です。

私たちの生活には多くの化学物質があふれ、化学物質過敏症（CS）を発症する人が増え続けており、2009年には厚生労働省が、カルテや診療報酬明細書（レセプト）に記載する病名リストに、化学物質過敏症を登録しています。最近では、柔軟仕上げ剤や消臭除菌剤の香料による健康被害の訴えが相次ぎ、新たな化学物質過敏症として問題になっています。

日本では現在、柔軟仕上げ剤・消臭除菌剤の成分について表示義務がなく、メーカーの自主表示に任せられています。こうした商品は香料を徐々に放出して香りを長持ちさせるためにマイクロカプセルが使用されていますが、材料と言われているイソシアネートは非常に毒性が高く欧米では規制対象の物質です。また、カプセルの中に入る香料の原料は4000種類以上ありますが、何十もの成分の混合物であっても「香料」とだけ表示すればよいことになっています。さらに、柔軟・除菌・消臭成分としてエステル型ジアルキルアンモニウム塩や第4級アンモニウム塩など陽イオン界面活性剤が使用されており、生物への影響が指摘されている物質もあります。

特定非営利活動法人日本消費者連盟が2017年7月26日と8月1日に開催した電話相談「香害110番」には、メールやファックスと併せ213件の相談が寄せられました。相談者の声からは、香料によるめまい、吐き気、頭痛、脱力、喉の腫れ、咳や喘息などの症状に悩まされる事例が数多く寄せられ、電車通勤や外出ができなくなるなど日常生活に支障をきたす深刻な例もあります。ほかに、国民生活センターや全国各地の消費者センターにも相談の声が寄せられています。

こうした化学物質による影響については、成長期である子どもたちに対しては特に未然防止の視点からの配慮が必要です。マイクロカプセルは空中に飛散したり他人の衣類に移ることもあり、給食着や体操着の洗濯・着替えなどによる影響も含め長い時間を過ごす学校の中で、香りの害について現状を把握し対策をとることは大変重要です。

つきましては、貴自治体での学校保健において、香料による健康被害についての啓発・防止など対策の状況を確認し、今後の提案につなげていくため調査を実施したく、お忙しい中とは存じますが、別紙アンケートへのご協力をお願いいたします。

## 香害についてのアンケート回答用紙

「香害」とは…柔軟剤仕上げ剤や消臭・除菌剤の人工的な香りに含まれる化学物質により、めまいや吐き気、頭痛などの症状を誘発するもので、化学物質過敏症の原因の一つとされています。

( 教育委員会)

(公立学校数 小学校： 校、中学校 校)

(うち回答 小学校： 校、中学校 校)

※全校への確認ができない場合は、回答校数をご記入ください。

※1 校以上実施している場合は実施している学校の数をご記入ください。			
※実施している学校が確認できない場合は、「いない」に○をつけてください。			
①学校等で働く教員や職員など学校関係者、強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけていますか。	い 小学校 中学校	る 校 校	いない
②児童生徒等及び保護者や地域関係者に、強い香りの着香製品の自粛をポスターやホームページで、啓発していますか。	い 小学校 中学校	る 校 校	いない
⇒呼びかけている場合 どのような内容を記載しているか教えてください。			
③教室内に香料臭が充満することのないよう、空気質に配慮し季節を問わず換気の励行を呼びかけていますか。	い 小学校 中学校	る 校 校	いない
④学校等で、芳香剤や、清掃業務において香料を含む製品を使用していますか。	い 小学校 中学校	る 校 校	いない
⇒使用している場合 どのような製品か教えてください。			

裏面へ

⑤給食着の洗濯について、強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけていますか。	い 小学校 中学校	る 校 校 いない
⑥個人用の給食着を用意することを認めていますか。	い 小学校 中学校	る 校 校 いない
⇒認めている場合、給食着は購入となりますか。	な (1着	る 円) ならない
⑦学校で児童生徒や保護者等から香料による健康被害の相談や使用自粛の要望はありますか。	い 小学校 中学校	る 校 校 ない
⇒ある場合 主な内容を教えてください		
⑧学校や部活等における香害の問題について、保護者、児童、教職員へのアンケートや聞き取り調査を行っていますか。あるいは予定がありますか。	行っている 小学校 (予定 中学校 (予定	校 校) 校 校) ない
⇒行っている場合 調査でわかった主な内容を教えてください		
その他（自由記述欄）		

## 児童生徒等及び保護者や地域関係者に、強い香りの着香製品の自粛をポスターやホームページで、啓発している場合の記載内容

- ・生徒は決まりとして整髪料や香水、制汗スプレーは禁止になっている。
- ・生徒へは制汗剤等の使用でにおいのあるものは使用しないようにという注意はしているが、保護者へはしていない。
- ・健康部作成の周知プリント
- ・自治体発行のプリント
- ・自治体発行のチラシ、ほけんだより
- ・給食着の洗濯の際、柔軟剤の過度な使用を気を付けてほしい。自分にとって快適でも不快に感じたり、体調を崩したりする人がいることを認識してほしい
- ・啓発予定ですので、詳細はまだわかりません
- ・チラシ、ポスターを教職員に配布したり、掲示したことはあるが、自粛までは呼びかけしていない。
- ・生徒の中に関連会社につとめている保護者がいることも考えられるため、使用自粛は呼びかけていないが、保健だよりと校内掲示で化学物質過敏症の人への配慮について呼びかけている。
  - ・生活指導面で、学校で使う消しゴムは色や香りのないシンプルな物を使うよう指導している。
  - ・教職員に対して:教育公務員として節度ある身だしなみを心がけている。
- ・気になる程の強い香りがある職員がいた場合には、児童が気にするのでやめるように指導している。
- ・「制汗剤を使用するときは、香料のないもの。無臭のもの。」を使うように、生活指導部で決めており、生徒に指導している。(体育の後の汗の臭いを気にする年頃なので)
- ・朝礼や学年集会、学級活動などの場面において、必要に応じて生徒に対して教員より注意喚起を行っている。
- ・保健室前の掲示板にポスター掲示すると共に、給食着の準何財自粛を保健便りで伝えている。
- ・生徒指導上の関係（生徒は臭いのする制汗剤などの使用を禁じている）もあり、極端に強い香りのする着香製品の使用は自粛するよう共通理解している。
- ・チラシの配布と廊下掲示。
- ・生徒に対して、香り付き制汗剤の使用は認めていない。また、香水などの使用も認めていない。
- ・啓発のポスターを保健室前に掲示。
- ・体育の授業、部活動後の制汗剤、汗拭きシート、日焼け止め等の着香製品の使用について、

いい香りと感じるかどうかは個人差がある。学校という集団生活の場所での使用は控えるようにと保健だよりや体育祭前など口頭でも適宜、呼びかけている。

- 学年だより等
- 保健便り、保健委員会
- 制汗スプレーは無香料のもの
- 香料臭に関わらず、学校環境衛生基準に基づき換気を行っている。  
(呼びかけていないが)
- 着香製品で自粛を呼びかけなければいけないほど、職員、児童、保護者から相談があったことがない。強い香りの人いない。
- 生徒は禁止されているし、教員も常識なので気をつけているが、そのようなケースがあればその都度注意している（香水等のことか？）との回答があり
- 教職員へは香害の情報を伝え、配慮を呼びかけている。

## 学校で使用している香料を含む製品

- ・トイレ消臭剤・芳香剤、洗濯用品（洗剤・柔軟剤）、衣類等消臭剤
- ・トイレ用芳香剤、倉庫に備え付ける脱臭剤、ファブリーズ、石鹼、清掃用洗剤、清掃用ワックス、蚊取り線香、手洗い用液体石鹼、清掃用薬剤
- ・トイレマジックリンなどを使用している。酸性の強いものは酸の臭いがきついで、中性のもので、家庭でも使用するものを選んでいる。
- ・職員女子トイレのみ市販の芳香剤を使用している。
- ・ビオレU泡ハンドソープ、キッチンハイター（嘔吐対処用）、サンポール、部屋干しトップEXが頂いた資料の中のCに該当するもので現在本校で使用しているもの
- ・換気は香り対策ではなく感染症予防。保健室洗濯洗剤など使用
- ・トイレの芳香、消臭剤を使用
- ・石けん、洗剤
- ・手洗い石けん…シャボネットコム、洗濯用石けん…NANOX、柔軟剤…ファーファ
- ・違う目的で換気の励行は行っている。シャボネット石鹼液、リセッシュ除菌EX
- ・トイレ消臭芳香剤
- ・かんたんマイペット、シャボネット、ハッピーエレファント（粉末洗剤）
- ・香りの弱いトイレの芳香剤（エステル消臭力）
- ・24時間換気は励行している、ただそのためだけではない。香料を含む製品はトイレ、石けんで使用
- ・手洗い用洗剤、掃除用洗剤
- ・香料臭のためだけでなく、インフルエンザ防止や酸素濃度低下防止のため常に喚起に努めている。
- ・泡ハンドソープ、洗濯洗剤
- ・ハンドソープ
- ・中休み・昼休みに窓を開け、空気の入れ替えをしている。
- ・手洗い石けんが香料付だったので、それを無香料無添加に変更。
- ・清掃用具入れに芳香剤。
- ・衣類用柔軟剤・洗剤、ワックス
- ・手洗いせっけん、リセッシュ、消臭源などトイレに使用
  - ・トイレ用の芳香剤
- ・シール剥がしでオレンジ香料が含まれているものを使用している。
- ・委員会活動の中で、芳香剤作りを行った。成分は保冷剤に天然アロマオイルを数滴混ぜたものを瓶に詰め、ラップで封をし、数カ所穴を開けたものをトイレの手洗い場に設置している。

- ・トイレの消臭剤、食器用洗剤（家庭科室用）、洗濯石鹼、手洗い用石鹼
- ・トイレの芳香剤、トイレスタンプクリーナーEX
- ・運動会の日、トイレに芳香剤を置いています（トイレがにおうため）
- ・トイレの消臭剤
- ・消臭芳香剤（トイレの消臭力 エステー株式会社）
- ・消臭力 Sanity
- ・トイレに消臭剤を置いている。香りは石けん又は無香料を使用
- ・トイレの消臭剤
- ・職員トイレのみ消臭剤を置いている
- ・トイレの芳香剤
- ・業者が行っているトイレ清掃で、洗剤を使用している。その洗剤に香りがある。
- ・※使用しているかどうか不明、との回答が1校あり
- ・トイレで消臭効果のある芳香剤を使用
- ・男性職員トイレ小便器に消臭尿石防止剤バイオタブレット使用
- ・小学校：トイレの芳香剤
- ・中学校：職員トイレの芳香剤、保健室での吐しゃ時のスプレー式消臭剤
- ・市販の芳香剤
- ・トイレ芳香剤
- ・サンポール、トレピカワン等(清掃業務委託分)
- ・サニタイザー(設置校のみ、自動除菌洗浄機)

## 自肅要望の内容

資料 5

- ・小学校の1件は、給食着ではないが、教室内での香料と思われる臭いで気分が悪いと訴えた児童がいた。
- ・給食着について、学校共有の物を使用できません。
- ・給食当番のエプロンや帽子に残っている洗剤の臭いがきついです。食事に使うものなので、共有するものに過度な「よい香り」は不必要かと思えます。
- ・給食着の購入は状況に応じて相談していくことになる
- ・個人用の給食着については今まで申出なし、今後あった場合は検討します
- ・給食着について必要があれば認めるが、現在は必要がない
- ・要望があったことがないためわからない、検討したことがない
- ・必要とするケースがないので検討したことがない
- ・個人用給食着は申し出があればもちろん認める。その際検討するが家にある物でよい
- ・芳香剤を使わないように呼び掛けることはできないか
- ・H30年度の教育調査の自由意見欄に「白衣を家庭で洗濯するときに香りのきつい洗剤や柔軟剤を使う家庭が気になる」という意見が寄せられた。
- ・1学年生徒の母親が化学物質過敏症であり、給食着や運動会のハチマキ等も、宿泊行事後の本人の衣類も家庭で洗濯ができない。化学物質であり、香料に限定できないが、「におい」のある大量の印刷物を作成するPTAの役職、「におい」が充満する保護者会等の会議については、協力できないとの申し出があった。
- ・過去に1件、化学物質過敏症の生徒（すでに卒業）がいました。その保護者から、化学物質を含むものを使用する場合は、知らせてほしいとの要望がありました。
- ・養護教諭が化学物質過敏症のため、自肅要望をしている。
- ・他の家庭が洗った給食着の臭いがきついで柔軟剤の使用の自肅を呼びかけてほしい、強い悪臭を放つ給食着は洗えないとの連絡があった。
- ・保護者会で隣の席のお母さんの香料が強くて気分不良となった保護者が保健室に来室してしばらく休むという事例が一件あった。
- ・体育の更衣の時、着香が気になる。
- ・給食着への強い香料の洗剤使用を控える要望
- ・体臭（お香を含む）が気になる児童が3名いるとのことで訴えがあり、座席と給食着の配慮をした。（昨年度のみ、今年度は配慮はらないとのこと）
- ・夏の制汗剤の使用について
- ・香害のため、エプロン白衣等を個人のもを着てもよいか
- ・制汗剤等の香料に過敏な生徒があり、保健体育の更衣時等の使用自肅と喚起を呼び掛けています。
- ・学校公開時、無記名の方から投書あり。給食着に香りのする柔軟剤を使わないで、との内容。

## 自由記述

- ・教室の換気は香料臭対策以外の目的でも季節を問わず実施されている。
- ・これまで香料による健康被害の相談や使用自粛の要望はなく、今のところ特別な対応はしていない。今後の健康被害の相談や使用自粛の要望があれば、個別に配慮していく。
- ・学校生活や地域・保護者からの相談等はないが、ニュース等で取り上げていたことがあったため、今後の研究課題になると考えている。
- ・原則無香を口頭で呼びかけお願いしています。
- ・換気は香りのためだけではなく、年間を通じて行っています。
- ・今後とも一層の健康教育を推進していきます。
- ・多様な価値観を認め合っていくことの難しさは年々増していますが、公立小学校としてはなるべく多くの方に気持ちよく過ごすことについて考えを深めていただけるよう努力しております。(香りのことだけでなく)
- ・保護者等から相談があれば応じていく
- ・保健日よりで化学物質過敏症(特に香り)について周知したので保護者の反応をみてみたい。もちろん保護者からの申し出については適切に状況を聞き取って対応していきたい。
- ・今回初めて「香害」という言葉を知りました。周りに症状など訴える生徒や職員はいませんでした。今まで意識したことはありませんでした。
- ・基本的には申し入れがあれば全て受け入れるといった姿勢でのぞむが、他者を過剰に巻き込む場合には、その都度申し入れ者と相談の上検討する。
- ・本校では、香害の実態及び訴えはない。良識の範囲でおさまっている。したがって、特段の対応もしていない。
- ・以前に個人用給食着を用意してもよいかという問い合わせがあり、許可をしている。保護者が購入したので金額は不明。
- ・学校生活では、空気環境を整えることも重要だと認識している。授業間休みの教室の換気は徹底して行うよう担任にも周知している。
- ・一般的に五感が成人より敏感な児童に対応する教職員は、職業上の常識として、香りを含め強く児童の感覚を刺激するようなものを身に付けることはない。したがって、設問①のような使用自粛をあえて呼びかけることはしてきていない。③についても、換気は日常的に行っており、特に香りの充満を防ぐ目的での呼びかけはしていない。
- ・本校では香りの強い洗濯柔軟剤を使用する家庭はほとんどない。(担任は着香臭を感じず、各家庭からの相談や苦情もない)
- ・子供の給食着を洗った後アイロンをかけると、前週(あるいはその前)に同じ給食着洗った家庭で使用した着香臭が強く立ち上がってくることを感じている教員はいる。
- ・衣服の香りについて、特に問題となったことも匂いがきついという意見も出たことはな

い。職員は制汗スプレーは付けるが基本的に無臭で、保護者の方もきつい香水をつけて来校される方はほとんどいない。

- ・香害が問題になったことがないため、これまで意図的に呼びかけたことがない。
- ・今現在問題になっていないが、今後必要としてくるならそれなりの対応をしていきたい。匂いに関係なく、換気の励行はしている。
- ・本校では、香害についての申し出も特になかったので対応していなかったが、保護者が申し出しやすいように知らせる方法を検討する。(化学物質過敏症があったら申し出てもらう。)
- ・空気の換気は、日常的に行っている。
- ・基本的に、香害だからという理由で、何かしていることはなく、マナーとして香りはなしという指導はしている。また、換気についても、二酸化炭素量の増加もあり、換気するよう呼びかけはしている。
- ・生徒の日焼け止めやリップクリーム、制汗剤などを使用する場合は無香香料のものを使用するように指導している。
- ・生徒が使用する制汗剤については、無香料の物を使用するよう指導している。
- ・③教室換気の項目においては、室内環境および風邪やインフルエンザ予防目的で行っているが、香害を目的としたと異なるので、「いない」に回答した。
- ・給食着は、順番で使用しているため、自粛を呼びかけているが、制服や体育着については自粛は呼びかけていない。しかし、保健室は全学年が使用する場所で体調不良者がいる場所であることから、使用しないようお願いをしている。
- ・個人・家庭の判断に任せているが、学校で使うものに対して、臭いの強い芳香剤や柔軟剤を使うことがない。(使う傾向がない)
- ・夏によく使われる汗拭きシートは、無香料のもののみ、使用可能にしている
- ・調布市は「シックハウス防止に関する学校チェックリスト」があるので芳香材、消臭剤は使用禁止になっています。
- ・香料に関しては、児童が嫌に感じるような環境状態にすることは小学校ではありえないと思います。③の教室換気についても、香料のためでなく児童の健康のためにどの学校でも行います。
- ・化学物質過敏症についても目に見えないことなので、とても判断が難しいです。本当にそれで具合が悪くなったのか？わからないので。学校側が使うものに関しては、配慮しているところですが、各家庭からくるものについてはなかなか・・・。
- ・給食の白衣について特別な要望がないため、個人持ちの白衣を使用している児童はいないが、要望があれば検討する。
- ・換気の励行はよびかけているが、香料臭のためではなく、感染症の予防の観点からのものである。
- ・洗濯が十分にできていない家庭もあり、洗濯をしていないことでの異臭がある。柔軟剤の過剰な使用は問題であるが、適切な使用はいいのではないかという意見もある。また、香

害に関する啓発について、市から統一したチラシを配布することは可能だが、学校の実態を考慮すると、児童・保護者からの香害に関する健康相談がない中で、学校による啓発の必要性は低い。

- ・制汗剤等の香りは、感じることはあるが、それに伴う苦情及び相談は受けたことがない。保護者及び教職員も香料等の使用については、一定の配慮をしていると判断できる。
- ・10月26日(土)に学校公開があるため、受付付近や昇降口、保健室前廊下に掲示を行い、保護者や地域の方に周知することにした。
- ・本校では、あまり香害について問題に上がったことはありません。保護者からの要望や苦情なども来ていません。今後、必要性を感じた場合、指導や情報提供を行っていきたいと考えています。
- ・化学物質過敏症の保護者がおり、状態が良くない場合は、個人面談を屋外で実施することも検討した。実際は、症状が落ち着いており、教室で行うことができた。
- ・個人用の給食着の着用については、今まで児童・保護者からそういった要望がないため、認めていないという状況です。
- ・今のところ保護者からの連絡などはありません。が、自分自身が香りが苦手です。(保護者会の香水や、強い柔軟剤は体調が悪くなります)なので、もしそのような連絡があれば速やかに対応したいと考えています。
- ・本校では、特に香害の問題について取りあげられることはないが、洗濯がされていない服を着続けている、入浴をしないという家庭が一定数あり、特に暑い時期は「臭気」による不快の申し出をどのように解決していくかが課題としてあげられていて、ケースバイケースで対応している。
- ・香害だけでなく、冬季における感染症予防や、薬剤師による環境衛生検査後の事後指導として、「三度(三つの度)を大切にしよう」と教職員にも周知し、学習活動を行う上で照度、温度、密度を意識し、児童が健康を害することなく学習に取り組めるよう、意識づけを行っている。
- ・⑥については申し出がないので、どちらとも言えず、無答です。職員については、呼びかけてもいないが、強い芳香剤を使用している者もいない。
- ・生徒には、制汗剤などは無香料のもののみ許可している。個人用の給食着については、認めていないわけではないが、申し出がないので認めたこともない。
- ・生徒が使用する制汗剤は、無香料のもののみ使用を認めている。
- ・現在着香製品の使用について自粛を呼びかけていません。認識不足であったと感じました。確かに、柔・軟仕上げ剤など香りのきついものもあり、児童の健康について考える必要があるようです。
- ・今まで保護者や職員からの訴えがなかったので無関心だった
- ・香害について知ることができました。ありがとうございます。

- ・③の換気の励行について、環境衛生基準に則り、CO<sub>2</sub>濃度や温度・湿度・感染症拡大予防のために換気を励行しているとの回答あり。上記の回答は、必ずしも、香料臭のための換気ということではない。
- ・⑥の個人用の給食着の質問について、エプロンの用意を認めているケースがある。
- ・夏の時期、制汗剤・虫よけスプレー等を使用する際は、香料の少ないもの（無臭）を使用するように、生徒に伝えている。
- ・生徒達から申し出はないが、洗濯洗剤か柔軟剤の香りの強い生徒がいて、教員の方から「気になる」「困っている生徒はいないか」という声があがることがある。
- ・アトピー性皮膚炎等、アレルギー性疾患をもつ生徒の衣服についての洗濯剤(?)の臭いがきついような気がする。
- ・お手紙をいただいて初めて知ったこともございましたので、今後研修して、保健主任を中心に対応を考えていきたいと思えます。
- ・特に香害について、児童・保護者・教職員からこれといった要望等はありません。ただ、教職員が運動等の後、エチケットとして汗臭さや加齢臭を防止するため、制汗スプレー等を使用する場合があります。
- ・本課題については現在のところ本校では問題が生じていません。
- ・外国の方が増えてきて、外国の方で国によっては香水が常識の場合もあり、文化の違いも配慮しなければいけないので難しい問題ですね。
- ・「香害」対策について考えるきっかけとなりました。ありがとうございます。
- ・⑤⑥について、生徒から教員の服の柔軟剤の匂いがきついと指摘を受け、気をつけるようにした学校あり
- ・現状ではアレルギー等の報告や要望もないが、年度当初(学期当初)の便り等で周知を図ることも考える。
- ・それぞれの家庭でのことでもあり、学校から自粛を求めることは難しい状況かと思えます。但し、子供の体調がそれによって悪くなるようなことが実際に起こることがあれば、対応を考えることになると思えます。
- ・本校では、これまで「臭い・香り」については、人権上の配慮から一律に規定を決めて制したり排したりはしていません。特に外国籍の児童も相当数いるので、食習慣や文化の違いから臭いは個人差が大きく感覚も異なります。その扱いはとてもセンシティブだと思います。児童の中には、自身の体臭を気にして、制汗剤や汗ふきシートなど体臭を抑えるために着香製品や制汗剤を使いたいといってくる児童もいます。今後、「匂い・香」や「香害」への対応については、児童、保護者へ丁寧に説明しながら進めていく必要があると考えます。
- ・元々学校内で香料を使用する習慣がない。教員も香料を使用しないので、特に自粛の呼びかけや使用の制限等についての取組はしていない。
- ・本校には「学校に持ち込むものは、無臭のもの。」という生活のルール・マナーがありま

す。また、年度当初の保護者会と12月の入学説明会において、生活のルール・マナーを説明し、制汗剤・リップ・ハンドクリーム等、無臭のものを持たせてほしいと伝えてあります。

- 平成29.30にトイレの改修を行う前は、夏場のみ、トイレに匂いが出るため、芳香剤を置いていた時期があります。改修後の現在は全く使用しておりません。
- 今は特に本校では話題となっていませんが、近いうちに検討すべきことと認識しています。全体の動向がわかれば教えていただきたいです。
- 今後、相談等があった場合は、家庭への情報提供や配慮のお願いをする必要もあると考えている。
- 現在、そのような意見や要望はないが、今後出てくる可能性は高いと思う。
- 本校では「香害」と思われる状況になったことがなく、また、年度当初等に保護者へ確認している相談事項にも記入等されたことがないため回答ができません。たいへん申し訳ありません。